

# 法令遵守(コンプライアンス)の体制

コンプライアンスとは、金融取引において公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、金融商品販売に係る重要事項の説明、マネー・ロンダリングの防止など、金融機関が事件やトラブル等の未然防止を図り、法令や金庫内の諸規定さらには確立された社会規範に至るまであらゆるルールを遵守することです。

社会的・公共的使命を持つ、金融機関にはより一層の自己責任経営と経営の透明性が求められております。信用金庫は、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関業務を行っており、より高いレベルのコンプライアンスが求められております。当金庫は、これまでその社会的使命と公共性を十分自覚したうえで、業務を遂行し地域の信頼を得てまいりましたが、今後もより一層の信頼・信用確保に努めてまいります。

そのために平成12年に制定した「新発田信用金庫コンプライアンス・マニュアル」は、最新の「金融検査マニュアル」

に基づき順次、改正を行い、顧問弁護士によるリーガルチェック、理事会の決定を経て、全役職員に配布しております。

マニュアルには、具体的な倫理綱領としての「私たちの行動規範」、遵守すべき法令等を解説した「コンプライアンス・マニュアル」、具体的な実践計画書としての「コンプライアンス・プログラム」を収録して、組織全体として継続的に研修活動を行い「コンプライアンス経営」の充実に努めております。

組織面では、法令遵守体制の評価、検討を行うコンプライアンス委員会を設置するとともに、総務部を金庫全体のコンプライアンスを推進する統括部署といたしております。

また、各部店にはコンプライアンス担当者を配置して、部店における日常活動の中で法令等遵守状況のチェックとモニタリングを行う体制をとっております。

コンプライアンス体制図

